

この号の内容

- 1 消費税転嫁対策法
- 2 緊急勉強会のご案内
- 3 取扱い業務

消費税転嫁対策法への準備はお済みですか？

消費税は平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%に引き上げられます。

これに伴い、中小企業者等が消費税を価格に円滑かつ適正に転嫁させるため消費税転嫁対策特別措置法（正式名称は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」）が制定されています。

一時期、「消費税還元セール」という広告はダメという報道が世間を賑わせたことを記憶されていると思いますが、これも上記法律で禁止されているのです。

具体的に、どのような行為が違反となるのか、本年9月から10月にかけて公正取引委員会、消費者庁、財務省からガイドラインが公表されて詳細が明らかとなりました。

1 転嫁拒否等の行為の是正

平成26年4月1日以降、大規模小売事業者や資本金3億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等の買手は、大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者や資本金3億円以下の事業者等の売手から供給される商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。

①減額

（具体例）

対価から消費税引き上げ分の全部又は一部を減じること

②買ったとき

（具体例）

原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること

③商品購入・役務提供・利益提供の要請

（具体例）

消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること

④本体価格での交渉の拒否
(具体例)

消費税抜価格(本体価格)で交渉したいという申出を拒否すること

⑤報復行為

転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

2 転嫁を阻害する表示の是正

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。



①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
(具体例)

- × 「消費税は転嫁しません」
- × 「消費税は一部の商品にしか転嫁していません」
- × 「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています」
- × 「消費税はいただきません」
- × 「消費税は当店が負担しています」
- × 「消費税はおまけします」
- × 「消費税はサービス」
- × 「消費税還元」、「消費税還元セール」
- × 「当店は消費税増税分を据え置いています」

②取引の相手方が負担する消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税と関連を明示しているもの
(具体例)

- × 「消費税率上昇分値引きします」
- × 「消費税 8%分還元セール」
- × 「増税分は勉強させていただきます」
- × 「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします」

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

- × 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」
- × 「消費税相当分の商品券を提供します」
- × 「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します」
- × 「消費税増税分を後でキャッシュバックします」

禁止されない表示の具体例

- ① 消費税との関連がはっきりしない「春の生活応援セール」、「新生活応援セール」
- ② たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけの「3%値下げ」、「新生活応援セール」
- ③ たまたま消費税率と一致するだけの「10%値下げ」、「8%還元セール」、「8%ポイント進呈」

3 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者の値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

4 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができます。

「消費税転嫁対策特別措置法」緊急勉強会のご案内

消費税率引き上げまで残り3ヶ月程です。そこで、消費税転嫁対策特別措置法を十分に理解するために勉強会を行いませんか？

会社・事業者の方のご参加を歓迎します！

日 時	平成26年1月中旬を予定しています（後日調整します）
場 所	OSAKAベーシック法律事務所（予定）
テキスト	当方で用意します（公正取引委員会等作成のテキストを予定）
費 用	無料

ご参加希望の方はFaxもしくはメールでお申し出ください。
Fax 06-6226-5536 / Mail info@o-basic.net

勉強会に参加します

貴社名	
ご担当者名	
住所	
電話番号	Fax 番号
E-mail	

取扱い業務

1 当事務所の取扱い業務は下記のとおりです。

詳細は OSAKA ベーシック法律事務所のコーポレートサイトをご覧ください。

<http://www.o-basic.net/>

取扱い業務、弁護士紹介、事務所概要、アクセス、費用などの情報を掲載しています。

「**債権回収無料相談**」の頁を設けましたのでご利用ください。

2 「これが法律問題になるのか?」、「この程度のことで弁護士に相談してよいのか?」とのお声をよくいただきますが、迷われる前に、まず、お電話ください。

交通事故と倒産の
専門サイトを OPEN
しました!

個人の方	会社・事業者の方
<ul style="list-style-type: none"> 相続 離婚 成年後見 破産・債務整理 不動産 交通事故 金銭貸借 労働 その他 法律相談のお勧め 	<ul style="list-style-type: none"> 会社法 契約書 債権の保全・回収 労務問題 不動産 倒産 その他 顧問契約 法律相談のお勧め

大阪遺言・相続ネット

<http://www.o-basic-souzoku.net/>

大阪交通事故相談ネット

<http://www.o-basic-kotsujiko.net/>

大阪離婚相談ネット

<http://www.o-basic-rikon.net/>

大阪倒産・破産債務整理相談ネット

<http://www.o-basic-saimuseiri.net/>

海外在住者のための無料メール相談

<http://www.o-basic.net/>

債権回収無料相談

<http://www.o-basic.net/>



OSAKA ベーシック法律事務所
Osaka Basic Law Office

〒541-0042

大阪市中央区今橋4丁目3番6号

淀屋橋NAOビル3階

弁護士井上元

TEL 06-6226-5535

FAX 06-6226-5536

URL <http://www.o-basic.net/>



「地下鉄御堂筋線及び京阪電鉄「淀屋橋」駅の10番出口から歩いて1分の至便の立地」淀屋橋odonaの南西斜め向かい